



今月の担当
山本 恵美
介護支援専門員

居宅介護支援事業所 からのお知らせ

介護保険制度がスタートして5年が経過しました。「制度自体を5年ごとに見直す」という最初の決まりに従い、今年4月から改正され新たな制度がスタートしています。幌延町では平成20年に地域包括支援センターが設置され、本格的な介護予防事業を展開していくことになりました。それに先駆け今年度から、町で行っている基本健診には65歳以上の方に新たな内容が追加され、特定高齢

者（＝要介護となる可能性が高い方）を把握し、身体状況・生活の質が向上していけるよう事業を展開していきます。新規事業の詳細については今後、広報等でお知らせしていきます。

では介護保険を利用される方にとっては具体的などのようなことが変わるのか紹介します。まず概念として「介護予防」つまり「介護状態が進行しない」ということに重きが置かれることです。例えば訪問介護（ホームヘルパー）で生活援助を受ける場合は、「利用者の方の安全を確認しつつ、一緒に手助けしながら調理等をする」つまり「自分でできることは、できる限り自分で行ってもらう」、ホームヘルパーはその手助けをする」ということになります。また今

までは生活しやすい環境を作るために、ベッド（特殊寝台）・車椅子を介護保険の中でレンタルできていましたが、「要介護1」（要支援）の認定を受けた方は状態に応じて利用に制限ができません（今年10月までは経過措置期間として可能）。このように「今まで利用できていたサービスが利用できなくなる」＝「サービスの量が減らされた」という印象を持つてしまうかもしれません。が、制度の流れとして自立支援に向けた試みが上記のようにサービスに反映されているのです。

介護支援専門員の役割

そこで利用者の状態を随時確認し、サービスの内容・量が適当であるか

確認していくのが介護支援専門員の仕事です。ご本人・家族の生活への希望と介護支援専門員が確認した身体・生活状態から、介護状態が悪化しないように「ケアプラン」として各種の在宅サービスを組み合わせ、各自認定されている介護保険支給限度内で利用できるように調整していきます。そこにはご本人だけでなく、介護者の方の負担軽減も視点を盛りこんでいきます。またサービスを提供している各関係者で「ケアプラン会議」を行い、身体状態がどうであるか・現在のサービス内容が適切であるか等を話し合い、効果的なサービスにつながるように調整していきます。

介護保険という言葉は浸透してきていますが、いざ利用するとなつた時に詳細が分からないということが多いと思います。そのような時は、お気軽

に町民課保健福祉グループ福祉住民担当（51111）・保健センター内居宅介護支援事業所（51790）まで御連絡ください。

ピカピカ！ 元気な歯！



毎年、虫歯予防週間に合わせ、3歳児歯科検診で虫歯ゼロのお子さんを広報で紹介しています。

先月号で掲載しませんでしたので今月号で紹介いたします。平成17年度実施した3才児歯科検診で虫歯ゼロは、以下のお子さんたちです。

- 榎本 光志くん
- 加藤 陽向ちゃん
- 加藤 誠士くん
- 日野 朱音ちゃん
- 鎌田 愛音ちゃん
- 佐藤 瞭くん
- 佐賀 百伽ちゃん

歯科検診受診が今年4月以降になつた3歳のお子さんは来年の広報に掲載させていただきます。